

要 望 書

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

私達北方四島の元島民は、ソ連の不法占拠によって故郷の島々を追われ、それまでに築き上げてきた生活や財産のすべてを失いました。

以来、我々は、一日も早い祖国復帰を願い、北方四島の早期一括返還を訴え、北方領土返還要求運動に取り組んできました。

これまで73年以上が経過し、元島民1万7千人のうち、1万1千人を超える多くの方が望郷の念を抱いたまま、無念のうちに他界しています。

存命の方も高齢となる中、北方領土問題がいまだに解決しないことは、極めて遺憾であり、強い憤りを禁じ得ません。

故郷を訪れる唯一の機会である北方墓参や自由訪問において、立ち入ることができない墓地や元居住地があることは、誠に遺憾です。

また、北方四島に残してきた財産を保全し、利用することができない状況にあるなど、元島民とその後継者が被ってきた様々な不利益は計り知れないものがあります。

今後の返還要求運動などの取組において、後継者が果たす役割は大きく、それぞれの地域におけるリーダーの育成や後継者が活動しやすい環境づくりが重要となっています。

こうした状況を十分ご理解の上、次に掲げる事項について早急に措置を講ずるよう要望します。

令和元年 月

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟
理事長 脇 紀 美 夫

1. 北方領土の早期一括返還に向けた外交交渉の展開

平和条約交渉の加速が日露間で合意されたものの、領土問題解決の道筋などは明確にされていない。

強力な外交交渉を進めることにより、北方領土問題の解決に向けた具体的な成果を挙げ、一日も早く北方四島の返還を実現すること。

2. 北方墓参・自由訪問における「より自由な往来」の実現、参加者の負担軽減と安全の確保、対象者の拡大

(1) 墓地や元居住地への立入制限の解消、「より自由な往来」の実現

希望する訪問地への立入が制限されることは、北方墓参や自由訪問事業が人道的見地から実施されていることを軽視し、事業の趣旨を損なうものとなっている。

故郷を訪れる唯一の機会である北方墓参や自由訪問に関して「元島民のための人道的措置」や「閉じられた区域へのアクセス」の協議を進め、墓地や元居住地への訪問が円滑に実施できるようにすること。

(2) 参加者の負担軽減、安全で確実な上陸・移動のための対策の実施

高齢の元居住者には、年々、四島への移動や上陸後の徒歩移動が大きな負担となっており、また、近年、高波・うねりの影響や接岸場所の状況により、島への上陸を断念するケースが多く、これらについて早急に対応することが必要である。

- ① 「航空機墓参」を継続するとともに、既に訪問した墓地以外も対象とすること。
- ② 「航空機墓参」以外にも、飛行機やヘリコプターの利用を図ること。
 - ・ 自由訪問事業や四島交流事業での飛行機の利用
 - ・ 空港を利用できない地域や空港から車両で移動できない地域でのヘリコプターの利用
- ③ 自由訪問の出入域手続は、北方墓参と同様、訪問地に近い地点で実施すること。
- ④ 「えとぴりかⅡ」の改良や新たな上陸用舟艇を導入すること。
 - ・ 「えとぴりかⅡ」の装備・設備等の充実
 - ・ 小型舟艇やゴムボート・ホバークラフト等新たな上陸用舟艇の導入
- ⑤ 上陸地点や墓地・元居住地までのルートを整備すること。
 - ・ 船揚場や栈橋の設置
 - ・ 急傾斜路での階段・手すり・ロープの設置、砂利敷き・木道の設置、簡易舗装等
- ⑥ 居住地と根室市との移動に公共交通機関を利用すると長時間を要する等の場合、タクシー利用を可とすることにより負担軽減を図ること。

(3) 墓地の修復・保全、環境の整備

今後とも円滑にお墓参りを実施していくためには、荒れた墓地の修復・保全や墓地にふさわしい環境の整備が必要となっている。

- ① 墓地の位置・現況を調査、把握すること。
 - ・ 位置を特定するための専門的な調査・探査
 - ・ ロシア側への情報提供の依頼
- ② 墓地にふさわしい環境を整備すること。
 - ・ 破損・劣化した標柱の交換や倒れた墓石の再設置
 - ・ 草刈りや墓地周りの柵の設置など

(4) 自由訪問事業の対象者の拡大

高齢の元居住者にとって、年々、参加が難しくなっていることに加え、後継者が北方四島に関する理解を深めるとともに、返還要求運動等の活動への参加を促進する観点から、対象者の範囲拡大が重要である。

- ① 「同行者」とされている「元居住者の子の配偶者、孫、孫の配偶者」を「対象者」とすること。
- ② 「曾孫」も対象者に追加すること。

(5) 北方墓参と自由訪問事業の再編の検討など

北方墓参は、広く「物故者の親族」が参加できる一方、訪問地が墓地に限られ、島での滞在も短時間であること等を考慮すると、将来に向けては、広く元居住者の親族が参加可能で、お墓参りに加えて元居住地での散策も行うなど、墓参と自由訪問双方の要素を備えた事業への再編が必要となっている。

- ① お墓参りと元居住地の散策などを行う「ふるさと訪問」（仮称）を検討し、早期に実現すること。
- ② 元居住地が同じ者のグループや家族単位など少人数での訪問を可能とする事業や方法を検討し、早期に実現すること。

(6) 北方四島との交流事業の推進

北方四島の住民との相互理解と友好を深め、北方領土問題解決の環境整備を進めるため、交流事業を適切に推進すること。

3. 財産権の保護に関する方針等の明確化、 財産権を行使できなかったことの損失等への早急な措置

北方四島では、元居住者の財産を保全、利用できない状況が続いてきたが、共同経済活動の実施に向けた調査等が進められてきた。

今後、プロジェクトに必要な施設等を整備するためには、予め、財産権の問題を解決することが不可欠であるので、日露間の協議とは別に「国内の問題」として必要な措置を早急に講ずる必要がある。

(1) 残置不動産の保護と今後の取扱い方針の明確化

共同経済活動の実施に当たっては、既に四島側の行政府や企業・個人等が占拠・使用している土地等を含め、元居住者が所有する土地等の残置不動産の現況を把握するとともに、財産権の保護に必要な措置を明らかにするなど、今後の取扱いの基本的な方針等を明確にすること。

(2) 財産権を行使できなかったことの損失等の措置

北方領土に残してきた不動産は、長年にわたり所有権及び賃借権の権利を行使することができない状態にあることから、その損失等に対する必要な措置を早急に講ずること。

(3) 北方地域旧漁業権に対する補償

北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しており、元居住者の多くが旧漁業権者であること、また高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。

(4) 北方領土への外国企業進出等の防止

北方領土への外国企業の進出及び周辺海域での漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、こうした事態の発生防止を図ること。

4. 後継者活動への支援の充実

3世など若い世代を含め、より多くの後継者が返還要求運動や広報・啓発活動等に積極的に参加し、また、語り部の活動を後継者が引き継いでいくことが必要である。

活動の中心となるリーダーの育成や後継者自らが企画実施する広報・啓発活動への支援をはじめ、後継者組織の活性化など活動しやすい環境を整えるため、今後さらに支援措置を充実すること。